

広報

はむら

平成 25 年 1 月 15 日



Main Contents

- 平成 25 年度住民税の申告・平成 24 年分所得税の確定申告など 1
- お知らせ 5
- こどものページ みんな知ってる？インフルエンザのこと！ 16

表紙の写真

貴重な文化財を守る「文化財消防演習」

毎年 1 月 26 日は文化財防火デーです。

市では、市内の貴重な文化財を守るために、文化財防火デーにあわせ、福生消防署・羽村市消防団・地域の皆さんとの連携のもと、文化財消防演習を行います。

今年は、1 月 27 日(日)に松本神社で行います。
※文化財消防演習について詳しくは、10 ページをご覧ください。

(写真：平成 24 年 1 月 22 日(日)撮影 (阿蘇神社))

平成 25 年度 住民税（市民税・都民税）の申告

平成 24 年中の収入などを市へ申告するものです

問合せ 課税課市民税係 189

受付期間 2月1日(金)～3月15日(金)

(祝日を除く)

受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

受付会場 市役所4階大会議室

※土・日曜日は、市役所1階課税課窓口で受け付けます。

申告が必要な方

- 給与所得のみの方で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方（勤務先で確認してください）
- 事業・不動産・配当・年金・そのほかの所得のあつた方で、所得税の確定申告が必要ない方
- 非課税所得（遺族年金・障害年金・雇用（失業）保険・生活保護受給）がある方
- 収入がなかつた方（市内の方から扶養されている場合は申告不要です）
- 市内に事務所・事業所などを有する方で、市内に住所がない方

※国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者は、昨年中の所得がなかつた場合でも必ず申告してください。

申告が必要ない方

- 所得税の確定申告をする方（確定申告書を税務署へ提出する方）
- 平成24年中の所得が1か所からの給与のみで、勤務先から市に年末調整された給

申告の際に持参するもの

- ①申告書（事前に届いている方）・印鑑（ゴム印以外、認印可）
- ②給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書など、収入の明らかになる資料
- ③年金を受給している方は、公的年金などの源泉徴収票
- ④国民年金保険料などの控除証明書
- ⑤社会保険の領収書（平成24年中に国民健康保険税・後期高齢者医療保険料や健康保険料、厚生年金保険料などを支払つたもの）
- ⑥生命保険や地震保険に関する控除証明書
- ⑦医療費などの領収書（病院・薬局ごとに支払額をまとめた支払明細書を添付）
- ⑧寄付をした場合は、寄付先からの領収書
- ⑨障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳や愛の手帳など
- ⑩配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになる資料
- ⑪事業所得などがある方は、収支決算書や帳簿など

与支払報告書が提出されている方（勤務先で確認してください）

○1月1日現在65歳以上の年金所得のみの方で、年金収入が151万5000円以下の方（遺族年金・障害年金などの非課税率のみの場合は、申告が必要です）

○同一世帯の方に扶養されている方（同居しているも住民票上世帯が別になつていても扶養されている場合は、扶養されていても申告が必要です）

郵送による受付け

申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明・収支内訳書などの必要書類を添付し、郵送してください。

※申告書の控えに受付印が必要な方は、宛先（申告する方の住所・氏名）を記入した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

郵送先 〒205-8601（所在地記載不要）羽村市課税市民税係

注意 国民年金保険料の支払額については、日本年金機構専用コールセンター（☎0570-0070-1117）または青梅年金事務所（☎0428-130-3410）で照会の手続きをしてください。

※申告の際には控除証明書の添付が必要です。

■ 申告書は正確に

申告を行なうことができるよう、正確に記載した申告書を提出してください。

■ 申告は3月15日(金)までに！

期限までに申告がない場合、平成25年度の課税決定が遅れたり、課税・非課税証明書が発行できなかつたりすることがあります。

■ 特別徴収（給与天引き）を推進しています

羽村市および西多摩地区の市町村では、納税者の利便性の向上と納税の平等性の確保のため、法律（地方税法・羽村市税賦課徴収条例など）に基づき、特別徴収（給与天引き）を推進しています。